相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳、生年月日不詳
被相続人　亡　氏名不詳（自称原田京子又は内田京子）

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十九日
東京都千代田区六番町六番地二〇グランメゾン六番町九〇一号室安田・遠藤法律事務所　相続財産管理人弁護士　遠藤由美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市長沢三丁目一九三五番地、最後の住所神奈川県横須賀市長沢三丁目一一番一四号戸崎　被相続人　亡　大井川一之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十九日
神奈川県横須賀市小川町一三番地二〇横須賀中央ビル七階Ａ室　相続財産管理人　弁護士　高橋　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県下伊那郡高森町吉田四八八番地、最後の住所長野県飯田市南信濃八重河内七三一番地一　被相続人　亡　市瀬　善則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十九日
長野県飯田市中央通り四丁目三番一　丘の上法律事務所　相続財産管理人　渡邉　恭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市安宅町二丁目三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　宮部　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十九日
事務所岐阜市江川町三三番地メゾンドモンターニュ二階　くぼた法律事務所　相続財産管理人　弁護士　久保田　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市緑区鳴海町字上ノ山一〇七番地一八、最後の住所愛知県名古屋市緑区鳴海町字上ノ山一〇七番地の一八　被相続人　亡　鈴木　克彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十九日
愛知県名古屋市中区丸の内二―一八―二二三博ビル五階名古屋第一法律事務所　相続財産管理人　弁護士　稲垣　宏子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県清須市西枇杷島町二見六五番地、最後の住所愛知県名古屋市中区金山一丁目七番一三号明和レジデンス六Ａ号　被相続人　亡　中島　**邦明**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十九日
愛知県名古屋市中区正木四丁目八番一三号金山フクマルビル弁護士法人名古屋南部法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岡村　晴美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市東小鷹野三丁目一〇番地一八、最後の住所愛知県豊橋市下地町字横山五四番地の三　一〇六　被相続人　亡　岡本　務

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十九日
愛知県豊橋市呉服町三六番地　大丈ビル三階　清水政和法律事務所　相続財産管理人　弁護士　清水ちはる

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府亀岡市大井町土田二丁目六八番地五五、最後の住所京都府亀岡市大井町土田二丁目九番三号　被相続人　亡　向井　良達

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十九日
京都市中京区二条通寺町西入丁子屋町七〇〇番地弘希ビル三階　弘希総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　神子　貴士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉佐野市上町三丁目一一五四番地一、最後の住所大阪府泉佐野市市場東二丁目四一九番地の五　被相続人　亡　田中　**禮**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十九日
大阪市北区西天満五丁目九番七号西天満ユートビル八〇一号　相続財産管理人　弁護士　畑山　和幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県淡路市高山乙五二四番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　勘田　正男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十九日
兵庫県洲本市本町六丁目二番一七号　兵庫シーランドビル五階　おのころ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　富本　和路

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市北畝一丁目一五七番地、最後の住所岡山県倉敷市玉島乙島四〇三〇番地玉島病院　被相続人　亡　久保　榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十九日
岡山県倉敷市水島東常盤町二番四号　相続財産管理人　藤田　裕之

債権申出の公告（第二回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十七年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十七年五月十九日
東京都港区元赤坂一丁目五番八号　大興物産株式会社　確定給付企業年金清算人　横山　幸男

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出ください。

平成二十七年五月十九日
東京都江東区新砂一丁目七番九号　株式会社ＴＡＫイーヴァック　取締役社長　嵯城　正敏

記

株主名簿上の氏名及び住所	株式の種類及び数	株券の番号
三輪長太郎　東京都大田区南馬込三の三八の八	百株券　二枚	乙一三八から乙一三九
長田　清治　東京都武蔵野市吉祥寺南町四の二三の七	十株券　二枚	丁二九から丁三〇
内外電機電話合資会社　代表社員　原田　林平　長野県松本市弥生町東源地一一六九の二	百株券　二枚	乙一六一から乙一六二
中野　直信　東京都大田区久ヶ原町七〇五	百株券　一枚	乙二七八
	五十株券　一枚	丙三一
	十株券　四枚	丁七八から丁八一